

令和3年 2月 12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町 184 番地 1
氏 名 森谷公昭



3

懲戒の恣意性を排除すること に関する陳情 について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）
別紙

- 2 陳情の理由・背景
（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。
欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）
別紙

- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、
委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）



要旨

懲戒の恣意性を排除

内容

県教委、県人事、市教委、市人事等に確認したが、

「処分の可能性がある退職願が出た場合は、処分が決まるまで預かり、処分と同日付で受理し退職する」ことになるとの回答を得た。

処分の可能性のある退職届が「預かりになる」「預かりにならない」というように、恣意性が働くことないように出来ているのか？



公文書部分開示決定通知書の送付について（令和2年12月23日開示請求分）

1 件のメッセージ

学校教育課 <gakkou@city.hamada.lg.jp>

2020年12月28日 19:52

To: 森谷元市議 <moritani@iwami.or.jp>

森谷 公昭 様

お世話になります。

令和2年12月23日付であった公文書開示請求
について、別紙のとおり「公文書部分開示決定通知書」
を送付します。

【通知文書】

- ・ 公文書部分開示決定通知書（令和2年12月28日付）
- ・ 開示文書
 - 教職員の懲戒処分等の状況（平成28年度～令和2年度）
 - 浜田市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程
 - （島根県）教職員の懲戒処分及び公表の指針

なお、処分の流れに関する文書として、別添の文書も開示しておりますが、
本メールにてご説明します。

（県の懲戒処分の場合）

事案発生→当事者が学校長へ報告→学校長が市教委へ報告
→市教委から県教委へ報告
→県教委から市教委へ通知
→県教委が当事者を処分（懲戒処分）

（懲戒処分に関する市の訓告等の場合）

→市教委から県教委へ報告
→県教委から市教委へ通知
→市教委が当事者を服務指導（訓告等）
→市教委から県教委へ報告

※このほか、県教委を経ずに市教委の判断で服務指導をすることがあります。

県教委・市教委の処分前・処分後に退職した事例はありません。
懲戒免職の2件については、処分と同時に身分を失います。

以上、よろしくお願い致します。

.:.°. :.°. :*.°. :*.°. :*.°. :*.°. :*.°. :*

浜田市教育委員会学校教育課

学校教育課長 市原 隆志

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL

学事保健係 0855-25-9710 (直通)

指導相談係 0855-25-9711 (直通)

FAX 0855-22-5090

2021/2/5

E-MAIL gakkou@city.hamada.lg.jp

.o .o :.o .o :*.o .o :*.o .o :*.o .o :*.o .o :*

添付ファイル 4 件



(島根県) 教職員の懲戒処分及び公表の指針.pdf

1294K



浜田市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程.pdf

40K



公文書部分開示決定通知書.pdf

557K



教職員の懲戒処分等の状況（平成28年度～令和2年度）.pdf

22K

2

教職員の懲戒処分及び公表の指針

【最終改正：平成１９年１２月２０日】

この指針は、教職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）を行った場合の標準的な懲戒処分の基準及び懲戒処分を行った場合の公表の基準を明確にすることにより教育行政の透明性を高め、もって教職員の非違行為の防止・抑制を図ることを目的とする。

第１ 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

- １．非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ２．故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ３．非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか、また、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ４．児童生徒、保護者、他の教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ５．過去に非違行為を行っているか

などのほか、適宜、平素の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。

したがって、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断するものとする。

第２ 標準例及び公表基準

懲戒処分の基準（標準例）及び公表基準は、次のとおりである。

※教職員とは、市町村立小中学校の県費負担教職員及び県立学校の教育職員をいうものとする。

悪質な交通違反及び重大な交通事故に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

違反及び事故の態様		基準
飲酒運転を行った場合		
1	酒酔い運転をした教職員	免職
2	酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	免職
3	酒気帯び運転で人に傷害を負わせた教職員	免職又は停職
4	3で事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員	免職
5	酒気帯び運転をした教職員	免職又は停職
6	5で物の損壊に係る交通事故を起こした教職員	免職又は停職
飲酒運転を助した場合		
7	飲酒運転をするおそれがある者に対し、車両を提供し、提供を受けた者が飲酒運転を行った場合	免職又は停職
8	飲酒運転をするおそれがある者に対し、酒類を提供し、提供を受けた者が飲酒運転を行った場合	免職、停職又は減給
9	車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、飲酒運転をしている車両に同乗した場合	免職、停職又は減給
飲酒運転以外の場合		
10	飲酒運転以外で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	免職、停職、減給又は戒告
11	飲酒運転以外で人に傷害を負わせた教職員	免職、停職、減給又は戒告
12	10及び11で事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員	免職又は停職
13	著しい速度違反(50km以上)、無免許運転等の悪質な交通違反をした教職員	免職、停職又は減給
14	13で物の損壊に係る交通事故を起こした教職員	免職又は停職

4

わいせつ行為等に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 様		基 準
児童生徒に対するわいせつ行為等		
1	わいせつな行為をした教職員	免職
2	セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員	免職、停職又は減給
3	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	停職、減給又は戒告
児童生徒以外の者に対するわいせつ行為等		
4	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした教職員	免職
5	上記の4を除くわいせつな行為をした教職員	免職、停職又は減給
6	セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員	停職又は減給
7	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	減給又は戒告

2. わいせつ行為等の定義

「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。

- ①「わいせつ行為」とは、強姦、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、売春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること、性的嫌がらせ等をいう。
- ②「セクシュアル・ハラスメント」とは、児童生徒、同僚教職員等の者を不快にさせる性的な言動等をいう。

5

体罰に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

	行 為 等 の 態 様	基 準
1	体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員	免職
2	体罰を加えたことにより、児童生徒に ①治療期間が概ね30日以上を負傷又は後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員	免職又は停職
	②治療期間が概ね15日以上30日未満の負傷を与える行為をした教職員	停職又は減給
	③治療期間が概ね15日未満の負傷を与える行為をした教職員	減給又は戒告

6

不適切な勤務に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 様		基 準
一般服務関係		
1	欠勤 ① 正当な理由なく10日以内の間、勤務を欠いた教職員 ② 正当な理由なく11日以上20日以内の間、勤務を欠いた教職員 ③ 正当な理由なく21日以上の間、勤務を欠いた教職員	減給又は戒告 停職又は減給 免職又は停職
2	遅刻、早退 正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員は、当該遅刻又は早退により勤務を欠いた時間数を日数換算の上、1の欠勤の例による。	免職、停職、減給又は戒告
3	休暇の虚偽請求、勤務態度不良、虚偽報告、営利企業等従事 ① 私傷病休暇、特別休暇、介護休暇等について虚偽の請求をした教職員 ② 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員 ③ 事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員 ④ 許可なく営利企業等に従事した教職員	減給又は戒告 減給又は戒告 減給又は戒告 減給又は戒告
4	職場内秩序びん乱 ① 上司等に対する暴行により職場の秩序を乱した教職員 ② 上司等に対する暴言により職場の秩序を乱した教職員	停職又は減給 減給又は戒告
5	違法な職員団体活動 ① 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県（市町村）の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員 ② 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員	減給又は戒告 免職又は停職
6	秘密漏えい 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員	免職又は停職
7	政治的行為の制限違反 ① 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした教職員 ② 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした教職員 ③ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地	減給又は戒告 停職又は減給 免職又は停職

	位を利用して選挙運動をした教職員	
8	公務員倫理違反 ① 賄賂を収受した教職員 ② 利害関係のある事業者等から供応接待を受けた教職員 ③ 利害関係のある事業者等と共に飲食し、遊戯をし、ゴルフをし、又は旅行をした教職員	免職又は停職 停職、減給又は戒告 戒告
9	内部通報 ① 非違行為の事実を内部機関に通報した教職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした教職員 ② 事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報した教職員	停職又は減給 減給又は戒告
	公金等取り扱い関係	
1	横領、窃取等 公金等の横領、窃取等の行為をした教職員	免職
2	紛失、盗難、出火等 ① 公金等を紛失した教職員 ② 重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員 ③ 過失により職場において出火等を引き起こした教職員	減給又は戒告 減給又は戒告 減給又は戒告
3	県（市町村）の財産の損壊 故意又は重大な過失により職場において県（市町村）の財産を損壊した教職員	減給又は戒告
4	公金等の不適正処理 公金等の不適正な処理をした教職員	減給又は戒告

8

私的な非行に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

	行 為 等 の 態 様	基 準
1	放火、殺人、強盗、麻薬・覚醒剤等の所持又は使用 ① 放火又は殺人を犯した教職員 ② 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員 ③ 麻薬・覚醒剤等を所持し、又は使用した教職員	免職 免職 免職
2	横領、窃盗、詐欺、恐喝 ① 自己の占有する他人の財物を横領した教職員 ② 他人の財物を窃取した教職員 ③ 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員	免職 免職 免職
3	暴行、傷害、器物損壊 ① 暴行を加え、又はけんかをしたことにより人に傷害を負わせた教職員 ② 暴行を加え、又はけんかをし、人に傷害を負わせるに至らなかった教職員 ③ 故意に他人の器物を損壊した教職員	免職、停職又は減給 減給又は戒告 減給又は戒告
4	賭博 ① 常習として賭博をした教職員 ② 賭博をした教職員	停職 減給又は戒告
5	酩酊による粗野な言動等 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員	減給又は戒告
6	条例違反 島根県青少年の健全な育成に関する条例、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例などの条例に違反した教職員	免職、停職、減給又は戒告

監督責任に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

（1）指導監督不適正

部下教職員が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に著しく適正を欠いていた教職員は、減給又は戒告とする。

（2）非行の隠ぺい・黙認

部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。

10

浜田市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程

平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜田市教育委員会に属する県費負担教職員（以下「教職員」という。）に非違行為があった場合において、当該非違行為が懲戒処分（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条に規定する懲戒処分をいう。以下同じ。）を行うまでには至らないが、当該教職員にその責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図るため必要があると認められるときに浜田市教育委員会が、監督上の措置として行う文書訓告、口頭訓告又は嚴重注意（以下「訓告等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(訓告等)

第 2 条 文書訓告は、教職員の非違行為の程度が懲戒処分を行うまでには至らないが、比較的重たいと認められる場合に行うものとする。

2 口頭訓告は、教職員の非違行為の程度が前項に規定する文書訓告を行うまでには至らないと認められる場合に行うものとする。

3 嚴重注意は、教職員の非違行為の程度が前項に規定する口頭訓告を行うまでには至らないと認められる場合に行うものとする。

(訓告等の決定)

第 3 条 訓告等を行うにあたっては、島根県教育委員会が定める教職員の懲戒処分及び公表の指針に基づき、当該非違行為の状況、影響等を考慮し、浜田市教育委員会に諮り、決定する。

(訓告等の方法)

第 4 条 文書訓告は、当該教職員に対し、訓告書（様式第 1 号）を交付して行うものとする。

2 口頭訓告は、当該教職員に対し、口頭により行うものとする。

3 嚴重注意は、当該教職員に対し、嚴重注意書（様式第 2 号）を交付して行うものとする。ただし、特段の事情がある場合には、口頭により行うことができるものとする。

(訓告等記録簿)

第 5 条 訓告等を行ったときは、訓告等記録簿（様式第 3 号）に必要な事項を記録して管理するものとする。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

教職員の懲戒処分等の状況（平成28年度～令和2年度）

（単位：人）

区分	年度	懲戒処分					訓告等				合計
		免職	停職	減給	戒告	小計	文書	口頭	嚴重注意	小計	
交通違反・交通事故	令和2年度	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
	令和元年度	0	0	0	0	0	2	1	0	3	3
	平成30年度	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	平成29年度	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	平成28年度	0	0	0	0	0	1	1	1	3	3
体罰	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度									0	0
	平成29年度									0	0
	平成28年度					0				0	0
わいせつ行為等	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度									0	0
	平成29年度									0	0
	平成28年度					0				0	0
個人情報の不適切な取扱い	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度									0	0
	平成29年度									0	0
	平成28年度					0			13	0	0
その他	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度									0	0
	平成29年度									0	0
	平成28年度					0				0	0
合 計	R 2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
	R元	0	0	0	0	0	2	1	0	3	3
	H30	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	H29	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	H28	0	0	0	0	0	1	1	1	3	3

教職員の懲戒処分等の状況（平成28年度～令和2年度）

（単位：人）

区分	年度	懲戒処分					訓告等				合計
		免職	停職	減給	戒告	小計	文書	口頭	嚴重 注意	小計	
交通違反・ 交通事故	令和2年度	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
	令和元年度	0	0	0	0	0	2	1	0	3	3
	平成30年度	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	平成29年度	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	平成28年度	0	0	0	0	0	1	1	1	3	3
体罰	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度									0	0
	平成29年度									0	0
	平成28年度					0				0	0
わいせつ 行為等	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度									0	0
	平成29年度									0	0
	平成28年度					0				0	0
個人情報の 不適切な 取扱い	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度									0	0
	平成29年度									0	0
	平成28年度					0			14	0	0
その他	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度									0	0
	平成29年度									0	0
	平成28年度					0				0	0
合 計	R 2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
	R元	0	0	0	0	0	2	1	0	3	3
	H30	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	H29	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	H28	0	0	0	0	0	1	1	1	3	3

県立学校教育職員懲戒処分一覧

年度	処分年月日	処分対象事故	職名	氏名	年齢	所属	処分	発生年月日
28	28.12.22	わいせつ					免職	28.11.8
29	29.12.14	わいせつ(盗撮)					停職6月	29.8.9
30	30.11.30	わいせつな行為(盗撮)及び 盗撮目的の建造物侵入					免職	30.8.17及び 27.12.2
R1	R1.6.11	住居侵入未遂					停職1月	R1.5.16

公文書部分公開決定通知書

指令島教企第1038号
令和3年1月15日

森谷 公昭 様

島根県教育委員会

令和2年12月23日付けで請求のあった公文書の公開については、島根県情報公開条例
第111条第1項の規定により、次のとおり公開することを決定しました。

公文書の件名	教職員のわいせつ行為を含む職務違反について、2016年1月1日から2020年12月23日の間に処分したもので、処分と同日付で教職員が退職した事案の懲戒処分一覧
公開の日時	浜田地区県政情報コーナーからご連絡します。
公開の場所	浜田地区県政情報コーナー（浜田合同庁舎1階） 電話番号（0855）29-5505
公開しない部分及びその理由	別紙のとおり
担当課等	島根県教育庁学校企画課（企画人事スタッフ）
備考	電話番号（0852）22-5422

注意事項

- 1 公文書の公開を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された日時又は場所について都合が悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。
- 3 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、（島根県教育委員会）に対して審査請求をすることができます。
- 4 この決定の取消しの訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県教育委員会となります。）、提起することができます。なお、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 5 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別紙「公開しない部分及びその理由」

文書の件名	公開しない部分	理 由
(1) 小・中・義務教育学校教職 員懲戒処分一覽	・職名 ・校種 ・氏名 ・性別 ・年齢 ・ご所属 職別、内容	・個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。（条例７条第２号に該当） ・特定の個人を識別することによつて、公開することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。（条例第７条第２号に該当） ・個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。（条例７条第２号に該当）
(2) 県立学校教員職員懲戒処分 一覽	・職名 ・氏名 ・年齢 ・所属	・個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。（条例７条第２号に該当）

5

退職申出一覧

令和2年度

申出日	退職日	人数
R2.5.18	未	1
R2.6.2	未	1
R2.6.8	未	1
R2.6.16	未	2
R2.6.17	R2.9.30	1
R2.6.18	未	1
R2.6.19	R2.12.31	1
	未	1
R2.7.9	未	1
R2.7.10	R2.7.31	1
R2.9.14	未	1
R2.9.16	R2.12.31	1
R3.1.22	未	1
総計		14

M

M

退職申出一覧

平成30年度

申出日	退職日	集計
H30.5.21	H31.3.31	1
H30.5.23	H31.3.31	1
H30.5.28	H31.3.31	1
H30.6.4	H31.3.31	1
H30.6.6	H31.3.31	1
H30.6.11	H31.3.31	1
H30.6.17	H31.3.31	1
H30.6.18	H31.3.31	1
H30.6.19	H31.3.31	1
H30.6.20	H31.3.31	1
H30.6.25	H31.3.31	1
H30.10.10	H30.12.31	1
H30.12.17	H30.12.31	1
H30.12.20	H31.3.31	1
H31.1.23	H31.3.31	1
H31.2.21	H31.3.31	1
総計		16

K
M 108

19

人